

令和6年2月29日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、本年3月14日（木）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年2月6日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年2月9日（金）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

令和6年2月15日施行の、犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する運用通達

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当する行政文書として、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

(1) 令和6年2月13日付け法務省刑総第116号法務省刑事局長依命通達「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に伴う事件事務規程、執行事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について」

(2) 令和6年2月14日付け法務省刑制第15号法務省刑事局長依命通達「「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行について」

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4(1)及び(2)の行政文書を請求される場合、開示請求件数は2件（上記4(1)及び(2)が各1件）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。